令和5年2月22日日本年金機構

## 死亡者に関連する記録を中心とした 未統合記録に関するサンプル調査の実施について

## 1. 背景•目的

未統合記録(5,095万件)の解明状況は、令和4年9月時点で「解明された記録」が3,341万件、「解明作業中又はなお解明を要する記録」が1,754万件となっている。

この「解明された記録」には「死亡者に関連する記録」(750万件)が含まれているが、年金を受給できるご遺族の所在の特定が困難なことから、遺族年金の受給者に送付した以外にねんきん特別便等のお知らせをお送りしていない。

また、「解明作業中又はなお解明を要する記録」のうち、「持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録」(826万件)についても、基礎年金番号や住民基本台帳情報と3情報(氏名、生年月日、性別)が一致しないため、ねんきん特別便等のお知らせをお送りしていない。

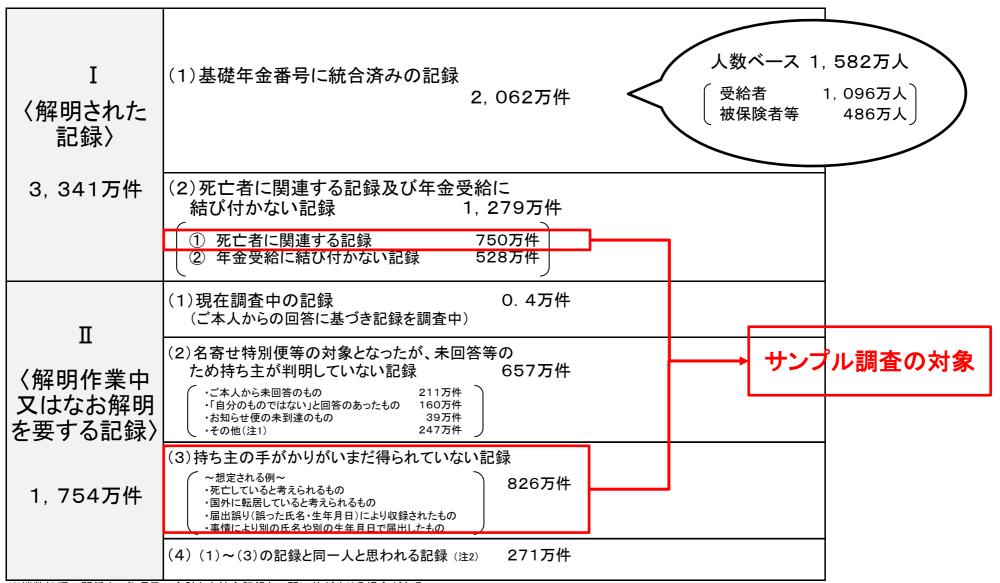
これらの記録について、今後どのような対応が可能であるか検証するためサンプル調査を実施する。

## 2. 調査方法

- (1)「死亡に関連する記録」及び「持ち主の手がかりがいまだ得られていない記録」において、住所に関わる何らかの情報が存在し、保険料納付記録等、一定の条件により、年金給付に結び付く可能性のあるケースについて、それぞれ特定しサンプル調査を行う。
- (2)調査に当たっては、戸別訪問を前提とし、訪問しても接触できない等の場合は戸籍謄本等の公用請求により更なる調査を行う。
- (3)対象の抽出を終えたものから今月中に順次、調査を開始する。

## 未統合記録(5,095万件)の解明状況

<令和4年9月時点>



※端数処理の関係上、各項目の合計と未統合記録との間に差が生じる場合がある。

(注1)「その他」は、「「訂正がある」との回答だったが、調査の結果ご本人のものではなかったもの」、「基礎年金番号のある記録と名寄せされたが、その記録が対象記録と期間重複があり 特別便の対象からはずれたもの」、「黄色便の送付対象として氏名等の補正を行ったが、基礎年金番号のある記録と名寄せされず、黄色便が送付されなかったもの」等 (注2)(4)は、(1)~(3)の記録と氏名、生年月日、性別の3項目が一致した記録